内閣官房令

○内閣官房令第六号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第一条関係）	
所在地	官署
［略］	［略］
山形県	
鶴岡市羽黒町十文字字十文字七〇	庄内森林管理署羽黒森林事務所
鶴岡市本郷字水ノ上二の一	庄内森林管理署大鳥森林事務所
鶴岡市木野俣字向田四二の一	庄内森林管理署温海森林事務所
鶴岡市板井川字宮ノ下三二五の一	酒田河川国道事務所月山国道維持出張所
鶴岡市下名川字落合二二七	新庄河川事務所赤川砂防出張所
鶴岡市上名川字東山八の一一二	月山ダム管理所
酒田市柏谷沢字内山四〇の一	酒田河川国道事務所飽海出張所
酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北環境局鳥海南麓自然保護官事務所
［略］	［略］
栃木県	
日光市藤原三三四の一	日光森林管理署藤原森林事務所
日光市藤原三三四の一	日光森林管理署川治森林事務所
日光市中三依六四四	日光森林管理署三依森林事務所
日光市黒部二二一の三	日光森林管理署黒部森林事務所
日光市清滝安良沢町一七五〇	日光森林管理署日光森林事務所
日光市足尾町三四八六	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所
日光市足尾町三四八六	日光森林管理署神子内森林事務所
日光市足尾町三四八六	日光森林管理署足尾治山事業所
日光市足尾町向原五の一七	渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所
日光市藤原三三〇の二	日光砂防事務所藤原出張所
日光市川俣六四六の一	鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所
日光市川治温泉川治二九五の一	鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダム管理支所

改正前	
別表（第一条関係）	
所在地	官署
［同上］	［同上］
山形県	
鶴岡市羽黒町十文字字十文字七〇	庄内森林管理署羽黒森林事務所
鶴岡市本郷字水ノ上二の一	庄内森林管理署大鳥森林事務所
鶴岡市木野俣字向田四二の一	庄内森林管理署温海森林事務所
鶴岡市板井川字宮ノ下三二五の一	酒田河川国道事務所月山国道維持出張所
鶴岡市下名川字落合二二七	新庄河川事務所赤川砂防出張所
鶴岡市上名川字東山八の一一二	月山ダム管理所
酒田市柏谷沢字内山四〇の一	酒田河川国道事務所飽海出張所
酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所
［同上］	［同上］
栃木県	
日光市藤原三三四の一	日光森林管理署藤原森林事務所
日光市藤原三三四の一	日光森林管理署川治森林事務所
日光市中三依六四四	日光森林管理署三依森林事務所
日光市黒部二二一の三	日光森林管理署黒部森林事務所
日光市清滝安良沢町一七五〇	日光森林管理署日光森林事務所
日光市足尾町三四八六	日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所
日光市足尾町三四八六	日光森林管理署神子内森林事務所
日光市足尾町三四八六	日光森林管理署足尾治山事業所
日光市足尾町向原五の一七	渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所
日光市藤原三三〇の二	日光砂防事務所藤原出張所
日光市川俣六四六の一	鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所
日光市川治温泉川治二九五の一	鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダム管理支所